

企画競争に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年7月13日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証事業」(第1回公開分)

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	I. 公募要領	P.3	2.応募資格(3)	全省庁統一資格「役務の提供等」について、資格の種類・営業品目はどれを所持していればいいのでしょうか？(例:情報処理)	公募要領では、全省庁統一資格の資格の種類として「役務の提供等」を指定し、営業品目については特段の指定を行っていませんが、本事業の実施に即した営業品目(調査・研究、情報処理、ソフトウェア開発等)で資格を取得していることが望ましいです。	2026年7月13日
2	I. 公募要領	P.3	2.応募資格(3)	現在、令和7・8・9年度全省庁統一資格の取得申請を進めておりますが、7月28日の提案書提出締め切りの時点でまだ資格通知書が届いておらず、「申請中」のステータスである場合でも、応募は可能でしょうか。	全省庁統一資格のインターネット申請では、資格申請承認後、資格審査完了通知メールが送信され、当該メールが届いてから、通常1週間から1ヶ月程度で資格審査結果通知書が到着する、とのことです。この点、本公募の申請書等の提出期限に資格審査結果通知書が到着して無くても、資格審査完了通知メールの写しを提出いただければ、申請書等を受領しますので、資格審査結果通知書が届き次第、IPAへ提出してください。 なお、申請時に送信される資格審査申請確認メールの写しでは応募資格を確認できないため、申請書等に受領はできません。	2026年7月13日
3	I. 公募要領	P.3	2.応募資格(3)	当社単体では全省庁統一資格を有していない状況ですが、親会社は資格を有しています。実際の開発・提供は子会社の当社で行なっているのですが、親会社でも再販の取り組みを実施しており、多数の実績がございます。今回の公募は、親会社名義として、役務提供は子会社のサービスとして提案させていただくことは可能でしょうか？	本事業の契約主体及び責任分界点の観点から、親会社が提案者(契約者)となり、子会社が再委託先になる場合においては、契約書(案)第7条(再委託)に定めるとおり、親会社が事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を行う限り、子会社に業務を再委託することは可能です。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
4	I. 公募要領	P.4	6. 申請書等の提出方法及び提出期限等(4)	「令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し」とは、スキャンした電子データをA4モノクロで印刷したものでよろしかったでしょうか。	スキャンした電子データをA4モノクロで印刷したもので結構です。	2026年7月13日
5	I. 公募要領 II. 契約書(案)	P.4、P.23	6. 申請書等の提出方法及び提出期限等(4)	P4の提出書類一覧には「申請書」「様式2」と記載があり、P23には様式2として「変更計画申請書」が記載されている。これは「申請書」=「変更計画申請書」を指しているということで相違ないか。	P.4のI. 公募要領に記載の「申請書」は、P.73の(様式2)申請書であり、P.23の(様式第2)計画変更承認申請書とは別のものになります。	2026年7月13日
6	I. 公募要領	P.5	6. 申請書等の提出方法及び提出期限等(5)	申請書等提出書類の電子データをメールで送付する場合、パスワードの通知方法に指定はありますでしょうか。特に指定がない場合は、郵送する書類に同梱する方式でよろしかったでしょうか。	パスワードの通知方法に指定は特にありません。郵送する書類に同梱する方式でも構いません。	2026年7月13日
7	I. 公募要領	P.5	8. 採択及び採択結果の通知	1案件で1億円まで、または1参加事業者あたり1億円のどちらでしょうか。	採択事業者1者あたり1億円(税込)が上限で、複数者を採択します。	2026年7月13日
8	II. 契約書(案)	P.10	第4条(知的財産権の帰属及び使用)	契約書案では、納入物に係る著作権はIPAに譲渡される旨が記載されています。 一方で、受託者が本契約締結前から保有する既存のチェックリスト、規程テンプレート、診断ロジック、教育資料、ツール、ノウハウ等を本実証で利用する場合、それら既存アセット自体の知的財産権は受託者に留保され、IPAには本事業目的の範囲で利用権が付与される理解でよいでしょうか。 また、納入物に含めるべき範囲と、既存アセットとして明示すべき範囲をご教示ください。	ご質問のケースは、受託者が保有する知的財産権を本事業の納入物に使用した場合かと思いますが、こちらは契約書(案)第4条第2項に記載のとおりとなります。 本事業の納入物は、契約書案(別紙5)検査基準書「4.納入物及び提出物と受入基準」、及び仕様書 9.2「納入物」に記載がありますのでご参照ください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
9	Ⅱ. 契約書 (案) Ⅲ. 仕様書	P.10、 P.48	第4条第1 項・第2項 仕様書4.5	仕様書4.5に基づきIPAのウェブサイト等で公表される成果報告書について、受託者の営業秘密・ノウハウに相当する情報(サービスの詳細な提供手順、価格設定の内部検討情報等)が含まれる場合、公表版においてマスキングまたは概要化した記載とすることは可能でしょうか。可能な場合、その手続(公表前の受託者による確認機会の有無を含む)についてご教示ください。	成果報告書の記載内容について、受託者の営業秘密・ノウハウに相当する情報に関して表記方法を考慮する必要があることはご認識のとおりです。一方で、本事業の実証は中小企業のセキュリティ対策向上に資するものですので、成果報告書に当該事項をどのように表記するかは、仕様書4.5に記載のPMO事業者を介した成果報告書作成の打合せの際に、IPAと協議させていただければ幸いです。	2026年7月13日
10	Ⅱ. 契約書 (案) Ⅲ. 仕様書	P.10、 P.50	第4条第2 項・第6項 仕様書9.2 (納入物)	受託者が本事業の実施にあたり、自己の費用と責任において開発・運用するサービス提供基盤(可視化ツールのテンプレート等)であって、仕様書9.2に定める納入物(実証を通じて得られた実証報告および成果報告書)に含まれないものについては、契約書(案)第4条第6項に定める「新規知的財産権」には該当せず、その著作権その他の知的財産権は受託者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該基盤の開発・改修の一部が契約締結後の期間に行われた場合であっても、納入物に含まれない限り同様の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
11	Ⅱ. 契約書 (案)	P.10、 P.11	第5条(計画 変更)、第7 条(再委託)、第8条 (履行体制)、第9条 (再委託に係る承認申 請等の特 例)	契約締結時には、履行体制図に事業参加者、契約金額、業務範囲等を記載する必要があります。一方で、実証参加企業数、企業ごとの支援内容、協業先の担当範囲、実際の伴走支援工数等は、実証開始後に変動する可能性があります。このような場合、委託金額の上限を超えない範囲で、再委託先ごとの契約金額、業務範囲、履行体制図を変更することは、計画変更承認申請又は履行体制図変更届出により対応可能との理解でよいでしょうか。	ご認識のとおり、履行体制図に変更が生じた場合、契約書(案)第8条(履行体制)に従い、履行体制図変更届出書を提出いただきますが、この際においても再委託先の契約金額の変更のみの場合は除外され、契約書(案)第14条(実績報告書の提出)に記載のとおり、実績報告書の提出時に最終の履行体制図に確定金額を記載して提出していただきます。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
12	Ⅱ. 契約書 (案)	P.11	第7条(再委託)	再委託にあたり「(1)本契約の締結時における別紙2の履行体制図に定めるものである」場合は、P.25 様式第3「再委託に係る承認申請書」の提出は必要ない認識でよろしいでしょうか。	本事業の契約時に再委託先を記した(別紙2)履行体制図を提出いただきますが、再委託先が変更・追加になった場合は(様式第3)再委託に係る承認申請書を提出いただきます。	2026年7月13日
13	Ⅱ. 契約書 (案)	P.11	第7条(再委託)	弊社は某社が提供するアセスメントサービスを再販することで、本業務で重要とされる「診断や助言」を実施する予定です。 この場合、実施者についても他社となりますが、この形態の場合は契約書に定義されている「再委託先」に該当しますか？	アセスメントサービスの実施者が他社になる場合は、再委託先に該当します。	2026年7月13日
14	Ⅱ. 契約書 (案) Ⅲ. 仕様書	P.11、 P.43	第7条(再委託)、第8条 (履行体制) 仕様書4.1.3 ITツール以外の支援サービス	本実証において、登録セキスぺ等の外部専門家、地域支援事業者、個人事業主等に、診断、助言、証跡確認、申請支援、継続支援等の一部業務を委託する場合、これらは原則として再委託・外注費として整理する理解でよいでしょうか。 また、多数の個人専門家を案件ごとにアサインする場合、提案時点で全員を履行体制図に記載する必要があるのか、または一定の選定条件・候補者プール・管理方法を記載し、契約後に確定することが可能かご教示ください。	ご認識のとおり、登録セキスぺ等の外部専門家、地域支援事業者、個人事業主等は、再委託先として支出計画書及び経費内訳書の再委託・外注費に含めてください。 再委託先は履行体制図に記載いただきますが、契約金額100万円未満の契約の相手方は、軽微な再委託先として履行体制図に記載する必要はありません。契約段階で確定していない再委託先は「未定」としてください。 なお、仕様書7.情報管理体制 においては、再委託先も含めて、本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者を、情報管理体制図及び情報取扱者名簿に記載する必要がありますのでご注意ください。	2026年7月13日
15	Ⅱ. 契約書 (案)	P.11	第7条(再委託)、第8条 (履行体制)	実証参加企業の地域や支援内容に応じて、契約後に地域支援事業者または外部専門家を選定する場合、提案時点では再委託先を「未定」とし、選定条件、候補者プール、選定手順、品質管理方法を示す形で提案することは可能でしょうか。 その場合、契約後に再委託承認申請または履行体制図変更届出を行うことで足りるでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、契約金額100万円未満の契約の相手方は、軽微な再委託先として履行体制図に記載する必要はありません。その場合においても、地域支援事業者、外部専門家が多数になる場合は、それらを一括りにまとめて履行体制図に記載すると、管理上分かりやすいと思料します。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
16	Ⅱ．契約書 (案)	P.13、 P.30	第16条第2 項(支払) (様式第8) 概算払請求 書	報告タイミングとして中間報告(2026年12月、 2027年5月)および最終報告(2027年12月)の3 回が指定されておりますが、年度またぎ(2027年 3月末)でのお支払いは可能でしょうか。 可能な場合、直近の「中間報告(1回目:2026年 12月提出)」の納品物をもって、年度末(3月末) までの費用分としてお支払いいただく形になりま すでしょうか。	ご質問の趣旨は、請負契約で用いられる中間 金に関するものと推察しました。 本事業は委任契約で調達しますが、中間金に 類するものが、契約書(案)第16条第2項(支 払)に定める「概算払」になります。概算払の請 求回数・時期及び条件は別途定めるとしていま すが、概算払の要否と金額は支出計画書の基 になる経費内訳書に基づき確認しますので、 仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」 に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミン グである中間報告2回(2026年12月、2027年5 月)、最終報告(2027年10月)に請求いた だくのが妥当であると考えています。	2026年7月13日
17	Ⅱ．契約書 (案)	P.13、 P.30	第16条第2 項(支払) (様式第8) 概算払請求 書 別紙 概算 払請求内訳 書	公募要領では、契約代金は業務完了後、実績 報告の審査を行い、支払うべき金額が確定した 後に支払うものとされています。一方、契約書案 第16条第2項では、委託業務の完了前に、IPAが 必要と認めた場合に限り概算払を請求できる旨 が示されています。協業先や外部人材への支 払、ITツールの調達等により実証期間中に支出 が発生する場合、概算払が認められる条件、対 象となる経費、請求可能な時期・回数、必要資 料、及び再委託先・外注先への支払原資として 概算払金を使用することの可否についてご教示 ください。	実証期間中に、外部人材を含む再委託先へ の支払、ITツールの調達等の支払原資として、 概算払金を使用することは認められます。 概算払の請求回数・時期及び条件は別途定め るとしていますが、概算払の要否と金額は支出 計画書の基になる経費内訳書に基づき確認し ますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの 費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正 タイミングである中間報告2回(2026年12月、 2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求 いただくのが妥当であると考えます。	2026年7月13日
18	Ⅱ．契約書 (案)	P.15	第25条7項 (秘密保持 及び個人情報 報)	「乙は、本契約全体における情報セキュリティの 確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対 策のための統一基準」等に基づく、情報セキュ リティ対策を講じなければならない。」とあります。 講じなければならない、とあるが、実証開始ま でに体制が整っていたらよいのでしょうか。	受託者の情報セキュリティ対策の実施につ いては、本条と併せて、仕様書「7.情報管理体 制」(4)にも記載があります。本事業の受託者の 採択にあたっては、「適切な情報管理体制が 確保されているか」を評価項目としていま すので、提案書に情報セキュリティ対策の実 施状況について記載してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
19	Ⅱ．契約書 (案)	P.15	第25条7項 (秘密保持 及び個人情報 情報)	「乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。」とあります。情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(SBDマニュアル)のエクセルシートを網羅していたら上記の体制が整っているという認識でよろしかったでしょうか。また、情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(SBDマニュアル)に沿ったファイルの提出を前提としていますか。	受託者の情報セキュリティ対策の実施については、本条と併せて、仕様書「7.情報管理体制」(4)にも記載があります。本事業の受託者の採択にあたっては、「適切な情報管理体制が確保されているか」を評価項目としていますので、提案書に情報セキュリティ対策の実施状況について記載してください。なお、提案段階で情報セキュリティ対策実施状況に関する証拠の提出は求めています、説明できるものがあれば提案書に添付することは差し支えありません。	2026年7月13日
20	Ⅱ．契約書 (案)	P.15	第25条8項 (秘密保持 及び個人情報 情報)	「8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。」とあります。弊社はPマークを取得しておりますが、監査が必要な対象でしょうか。	契約書(案)のとおりとなります。(プライバシーマーク取得と本条は関係しません。)	2026年7月13日
21	Ⅱ．契約書 (案)	P.19	(別添)個人情報 の取扱いに関する 特則 第2条(責任 者の選任)	「第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。」とあります。弊社はPマークを取得しており、個人情報保護責任者が決まっておりますが、「サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証事業」においての個人情報の責任者を決める必要がありますか。	契約書(案)のとおりとなります。プライバシーマークの個人情報保護責任者を本事業の個人情報の責任者として届け出ても構いません。	2026年7月13日
22	Ⅱ．契約書 (案)	P.19	(別添)個人情報 の取扱いに関する 特則 第4条(開 示・提供の 禁止)	「2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。」とあります。弊社はPマークを取得しており、個人情報保護責任者が決まっておりますが、Pマークにおいて従事する従業員を決めればよろしいですか。	契約書(案)のとおりとなります。(プライバシーマーク取得と本条は関係しません。)	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
23	Ⅱ．契約書 (案)	P.23、 P.34	(様式第2) 計画変更承認申請書、 (別紙2) 履行体制図	地域支援事業者、外部専門家、ITツール提供事業者等を活用する提案において、再委託・外注費率が契約総額の50%を超える可能性があります。 再委託費率が50%を超える場合でも、受託者が事業全体の企画、立案、根幹に関わる執行管理、品質管理、進捗管理、成果報告を担う場合は提案可能でしょうか。 また、50%超過時に求められる理由説明の観点をご教示ください。	本事業においては、再委託費率の制約は設けていませんが、(別紙2) 履行体制図においては、再委託費率を記載いただきます。(様式第2) 計画変更承認申請書に、再委託費率が50%を超える場合の理由を記す欄がありますが、こちらは参考程度にお考えください。 なお、第7条(再委託)に定めるとおり、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を再委託することはできません。	2026年7月13日
24	Ⅱ．契約書 (案) Ⅲ．仕様書	P.33、 P.34、 P.49	(別紙1) (別添) 支出計画書、(別紙2) 履行体制図、仕様書【様式B】の情報取扱者名簿	支出計画書・履行体制図・情報取扱者名簿については、公募要領内に記載があるものの、それ自体は公募の際は提出しなくて問題ないか(当該様式に記載がある内容を提案書に含めると認識している。)	支出計画書は契約書(案) (別紙1) 実施計画書の別添であり、契約時に提出いただくものです。同じく履行体制図も契約書(案) (別紙2) で、こちらも契約時に提出いただきます。一方、仕様書【様式B】の情報取扱者名簿も、契約時に提出していただくものですが、提出いただくことを確約する旨、提案書に明記してください。	2026年7月13日
25	Ⅱ．契約書 (案)	P.33	(別添) 支出計画書	経費内訳書における一般管理費について、算定対象は「人件費＋事業費」の10%以内との理解でよいでしょうか。再委託・外注費は一般管理費の算定対象に含まれない理解でよいでしょうか。また、一般管理費に含めることができる費目の考え方をご教示ください。	支出計画書は、公募時に採択者から提出された経費内訳書を基に作成し、契約時の実施計画書の別添として添付するものです。支出計画書の【参考例】として、一般管理費を(人件費＋事業費)の10%以内として例示していますが、一般管理費の見積積算上の定義は事業者で異なると承知していますので、採択者の定義を注記した上で記載してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
26	Ⅱ．契約書 (案)	P.34	(別紙2) 履行体制図	(別紙2) 履行体制図はどのタイミングで提出するのでしょうか。履行体制図には各事業参加者との契約金額を記載するかと思います。この契約金額は実証事業を進める中で変動していくものと認識していますが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。	履行体制図は、契約書(案)第7条(再委託)に従い、契約時に提出していただきます。 履行体制図に変更が生じた場合は、契約書(案)第8条(履行体制)に従い、履行体制図変更届出書を提出いただきますが、この際においても再委託先の契約金額の変更のみの場合は除外され、契約書(案)第14条(実績報告書の提出)に記載のとおり、実績報告書の提出時に最終の履行体制図に確定金額を記載して提出していただきます。	2026年7月13日
27	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準	検査基準書 4に記載されている納入物・提出物は全て業務完了後に提出するものと認識しているが相違ないか。	納入物・提出物の提出タイミングは、それぞれ仕様書に記載がありますので、そちらに従い提出してください。	2026年7月13日
28	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準	検査基準書 4に記載されている納入物・提出物についてはいずれも指定の様式は存在しないか。	納入物・提出物の様式については、それぞれ仕様書に関連する記載があるものがありますので、そちらに従い作成してください。	2026年7月13日
29	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準	検査基準書 4に記載されている納入物・提出物についての提出タイミングについては、 ・成果報告書: 中間報告2回及び最終報告(この中間報告は何年の何月ごろを予定しているかも合わせて知りたい) ・提出物(検査基準書内(3)~(13)): 1顧客ごとの業務完了時点で相違ないか。	納入物の提出タイミングについて、中間報告(2回)及び最終報告は、仕様書 4.2.6 に記載があるのでご参照ください。成果報告書は本事業の納入期限までとなります。 提出物の提出タイミングについては、仕様書に各業務の記載がありますので、そちらに従ってください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
30	Ⅱ. 契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物 及び提出物 と受入基準	参加企業一覧及び適格性確認資料の受入基準として「中小企業等要件への適合確認ができること」とあります。 適合確認の基準となる要件は、P41の【本事業における中小企業等の定義】の表に記載されている要件のみという認識でよろしいでしょうか。それ以外に確認すべき要件等があればご教示ください。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
31	Ⅱ. 契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び 提出物と受 入基準(7)	参加企業同意書一式の受入基準において、【所定の同意書】と記載がありますが、こちらの同意書は別途IPAから指定フォーマットとして提供される予定でしょうか。	参加企業同意書は、契約締結後、IPAから受託者へサンプルを提供する予定です。	2026年7月13日
32	Ⅱ. 契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 5. 検査時 提出資料	検査基準書内5に記載されている検査は、中間報告及び最終報告を指しているということで相違ないか。	5. 検査時提出資料 でいう「甲の検査」とは、契約書(案)第13条(委託業務完了の検査)になります。	2026年7月13日
33	Ⅱ. 契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書	検査基準書の項番において(12)が欠番となっているように見受けられます。単純な誤記(欠番)との理解でよろしいでしょうか。(12)に対応する検査項目が別途存在する場合はご教示ください。	ご指摘のとおり、単純な誤記(欠番)となります。	2026年7月13日
34	Ⅲ. 仕様書	P40、P46	3.1 事業の実施事項 4.2.5 実証実施の留意点 4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	対象企業のセキュリティ対策状況が想定よりも未成熟であり、定義済みのサービス費用・支援工数では★取得に向けた支援が困難となる場合、実証事業の支援範囲とは切り分けたいうえで、対象企業との個別契約により、追加の伴走支援を実施することは可能でしょうか。可能な場合、実証事業費との二重計上防止、契約主体、費用負担、支援範囲、成果物、IPA／事務局への報告要否について、どのように整理すべきでしょうか。	お助け隊サービス(新類型)は、人的リソースや経営資源が不足する中小企業がSCS評価制度の★取得ができるよう、ワンパッケージで伴走支援するものですので、当該目的において実証期間中に、受託者が実証参加企業と個別契約を締結して別サービスを提供することは認められません。 なお、実証期間終了後に改善したお助け隊サービス(新類型)の継続提供や、お助け隊サービス(新類型)以外のサービスを提供することは、受託者と実証参加企業との個別の取り決	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
					めで行ってください。	
35	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.事業内容	本事業は★3だけではなく★4も対象になるということで相違ないか	本事業の実証におけるお助け隊サービス(新類型)の組成は、★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応を必須要件とし、★4取得支援を推奨事項としています。	2026年7月13日
36	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービス(新類型)の組成	本実証事業において、2年プランや5年プラン等の複数年契約等のサービス提案を盛り込むことは可能でしょうか。	実証において、お助け隊サービス(新類型)に複数年契約等のサービス提案を盛り込むことは可能ですが、ITツール・サービスとして費用計上できるのは、実証期間(1年間)分の費用になります。	2026年7月13日
37	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービス(新類型)の組成	「★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応を必須要件とし、★4取得支援を推奨事項とする。」とあります。弊社は、★3取得支援のみに限定して実証事業に参加する予定です。★4取得支援について現状では一切提案からは除く予定ですが、公募に参加できますか。	本事業の実証では、★4取得支援は推奨事項としていますので、提案書に含まれていなくても差し支えありません。その際は、仕様書4.1.4「★4取得支援の対応」は、該当無しと記載してください。	2026年7月13日
38	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1.1 診断・助言サービス	対象項目に「未達成項目については実施すべき対策を改善計画書として取りまとめる」と記載がありますが、「改善計画書」の書式および記載項目は提案者の自由裁量のもと作成してよいでしょうか。	診断・助言サービスにおける「改善計画書」の様式・項目等は提案書に記載の上ご説明ください。	2026年7月13日
39	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1.1 診断・助言サービス	対象項目に「情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)等のセキュリティ関連資格を有する者であることが望ましい」と記載がございます。情報処理安全確保支援士「等」とされているが、★3のセキュリティ専門家の要件として公表されている資格のことを指していらっしゃいますでしょうか。	診断・助言サービスを行う者は、情報処理安全確保支援士が望ましいですが、その他のセキュリティ関連資格を有する方でも良いという意味で記載しています。SCS評価制度のセキュリティ専門家の資格要件として記載のある、公認情報セキュリティ監査人、CISSP、CISA、CISM、ISO27001 主任審査員もこれに該当します。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
40	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 IT ツールの導入	「ITツールの導入」が求められていますが、実際の中小企業ではすでにUTMやアンチウィルスソフトを導入済のケースが大半で、また「既存のサイバーセキュリティお助け隊サービス」を利用している企業も存在します。現場企業の多くの既設機器の導入実態を踏まえ、既存環境を活かし当該ITツールを選定外とする提案は許容されるか。	組成するお助け隊サービス(新類型)は、SCS評価制度の★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応が必須ですので、対応するITツールを選定する必要があります。ただ、実証においては、実証参加企業が既にITツールの導入で★3要求事項を達成している場合は、選定したITツールを適用しないケースもあり得と考えます。この点を踏まえて提案書でご説明ください。	2026年7月13日
41	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	ITツールの導入に際し、参加企業の既存機器の設定変更を伴う場合がございます。既存機器の設定については弊社にて対応ができれば、ことから、参加企業との分担について定め、P38 検査基準書 (7)参加企業同意書一式②の実証条件への同意を得ておくことで対応を進めてよろしいでしょうか？	既存機器の設定変更については、実証参加企業の協力が必要になるため、参加企業同意書に企業側に依頼する分担に関して記載し、同意を得ることが望ましいと考えます。	2026年7月13日
42	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	仕様書に「ITツール及びITツール以外の支援サービスには、サイバー攻撃に対する防御・監視ツール、およびサイバーインシデントが発生した際の対応支援を含めているか。」と記載があります。 この記載について、SCS評価制度の★3と★4の評価項目を確認したところ、“インシデント対応支援”に該当する項目は見つけられませんでした。この記載はどのように解釈すればよいでしょうか。 例えば、この“インシデント対応支援”が、サービス自体に含まれているものを指しているのか、対象の範囲を明確にしていきたいです。	SCS評価制度の要求事項「5.攻撃等の検知」では、★3要件として、不正アクセスをリアルタイム検知・遮断、ネットワーク機器のログ及びアラート分析によるセキュリティインシデント判断、ネットワーク機器又はサービスによるアラート発報、インシデント速報レポート等が評価基準として記載されています。この点、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)においても、ITツール・サービスにより、これらの要件に対応する支援を提供する必要があります。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
43	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	「サイバーインシデントが発生した際の対応を支援するサービスを含めること。」に該当する要求事項は、セキュリティインシデントへの対応手順と体制の作成(6-1-1)、セキュリティインシデント発生時の対応に関する教育・訓練になるかと思いますが、例えば、セキュリティインシデント発生時に実証事業者が実証参加企業を訪問し、事象の把握などを行う駆けつけサービスは、含まれる範囲となりますでしょうか。	「サイバーインシデントが発生した際の対応」としては、セキュリティインシデント発生時の駆けつけサービスも有効と考えられますので、この点、組成するお助け隊サービス(新類型)に含めてご提案いただければと思います。 なお、SCS評価制度の「5.攻撃等の検知」では、ネットワーク機器のログ及びアラート分析によるセキュリティインシデント判断等の評価基準に記載があるので、こちらの要件に対応する支援も提供する必要があります。	2026年7月13日
44	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	「およびサイバーインシデントが発生した際の対応を支援するサービスを含めること。」とあります。 インシデントが発生した場合の対応は、その後にかかる費用がデジタルフォレンジックなどを含めると全く読めません。デジタルフォレンジックを実施する企業を紹介するなど弊社が、何を何回支援するかなどを求めていますか。	「サイバーインシデントが発生した際の対応支援」にデジタルフォレンジックを含める場合は、SCS評価制度のどの要求事項に対応するものかを明らかにし、その実施方法も含めて提案書に記載してください。なお、実証対象として認められない(SCS評価制度の★取得に関係しない)ITツール・サービス等は、実証に使用することはできません。	2026年7月13日
45	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	【★3取得に推奨されるITツール例】にITツールが示されておりますが、必ずしもITツールを導入する必要が無いものも含まれているという印象です。 公募に参加するに当たって、必ず全ての「★3取得に推奨されるITツール」を提供準備しておく必要がありますか。	【★3取得に推奨されるITツール例】の記載は例示ですが、ITツールによらずとも、組成するお助け隊サービス(新類型)には、実証の必須要件の★3要求事項への対応支援を漏れなく含める必要があります。	2026年7月13日
46	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	ITツールの提供体制について確認させてください。 受託者が外部ベンダーのITツールを調達・提供し、機器故障時等の保守対応については当該ベンダーが実施する場合、受託者が全体のサービス提供責任を負うことを前提として、コンソーシアムや共同事業体を組成する必要がありますでしょうか。 また、そのような場合において、提案書には保守	ご質問のITツールの保守対応を行う外部ベンダーは、再委託先に該当しますので、その旨、提案書の実施体制に記載し、仕様書及び契約書(案)に定めるとお対応してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				対応を行うベンダーを含めた実施体制を記載する必要があるかご教示ください。		
47	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入、 4.1.3 ITツール以外の支援サービス	事業予算に制約がある中で実証効果を最大化するため、参加希望企業の事業規模やIT導入状況など各社のコンディションを踏まえ、対象企業を選別した上で実証サービスを提供することに関して問題ないでしょうか？ また、診断・助言サービスまではより多くの企業をカバーしておき、診断結果を踏まえた上で、一部参加企業にはITツールの導入までワンストップで提供し、他方一部企業はITツール等の導入は自助努力で自己解決いただくなど、参加企業間で対応レベルに差が生じることに問題ないでしょうか？	事業者が組成するお助け隊サービス(新類型)の特性にマッチした企業を参加希望企業の中から選定してサービス提供するという、実証の効率的な実施を考慮したご提案かと思いますので、その旨、問題の有無も含めて提案書でご説明をお願いします。 また、診断・助言サービスの結果から、対応レベルの異なるサービスを提供する点についても、実証にどのように資するか、問題の有無も含めて提案書でご説明をお願いします。	2026年7月13日
48	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.3 ITツール以外の支援サービス	仕様書では、ITツールの活用及び組合せによる省力化や、実証参加企業の既設機器の設定変更等で要求事項を達成できるものについて工夫したサービス提供を行うことが望ましいとされています。実証参加企業が既に利用している機器・サービスについて、設定変更、ポリシー見直し、ログ取得設定、バックアップ設定、アカウント管理ルール整備等を行うことでSCS評価制度の要求事項を満たす場合、当該対応を本事業の支援実績として取り扱うことが可能と想定しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、中小企業等が既にSCS評価制度の要求事項を達成している項目や、自助対応できる項目の診断及び助言、関連サービスの提供は、お助け隊サービス(新類型)に含まれます。	2026年7月13日
49	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.3 ITツール以外の支援サービス	実証参加企業が既に契約しているITツール導入・運用保守ベンダーが、当該企業の既存契約の範囲で設定情報、運用状況、ログ、構成情報等を提供する場合、当該ベンダーは受託者の再委託先には該当せず、実証参加企業側の関係者として整理できる理解でよいでしょうか。また、その場合、受託者の委託先ではないため、実証参加企業側での負担となる認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
50	Ⅲ. 仕様書	P.43、 P.46	4.1.3 ITツール以外の支援サービス 4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証参加企業の募集、説明、同意取得、診断・助言の補助、伴走支援、SCS評価制度の★取得申請支援等について、地域金融機関、商工団体、その他協業先が業務の一部を担う場合があります。この場合、当該協業先に支払う費用について、再委託・外注費として、業務内容、作業区分、工数、人日単価、成果・記録、証憑を明確化することで、本事業の経費に含めることは可能でしょうか。また、その場合の人日単価は、協業先が当該業務を提供するにあたって標準的に設定する単価をもとに整理することでよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
51	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.4 ★4取得支援の対応	「★4取得にはSCS評価制度の評価機関が行う実地審査及び技術検証に対応する必要があることに留意すること。」について、実証事業者とは異なる評価機関の実地審査や技術検証に、実証事業者が何らかの協力をする必要があるのか、実証事業者が実地審査や技術検証に対応するサービスを提案する必要があるのか、どう解釈すればよろしいでしょうか。	★4取得支援をお助け隊サービス(新類型)に含める場合は、SCS評価制度の評価機関が行う実地審査及び技術検証に対応する支援サービスを組み入れる必要があります。どのようなサービスを提供するかは、提案書に記載して提案してください。	2026年7月13日
52	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.5 SCS評価制度評価ガイドへの対応	対象項目に「お助け隊サービス(新類型)の組成にあたっては、この評価ガイド等の内容を参照し、必要に応じてお助け隊サービス(新類型)の内容を見直すこと。」と記載がございますが、「見直し」とは提案商品、サービスの追加・入れ替え、もしくは商品・サービス開発による仕様変更が認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
53	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.5 SCS評価制度 評価ガイドへの対応	SCS評価制度の評価ガイド等は、2026年秋頃(10月予定)を目途に公表する予定とありますが、提案時や実証準備に向け、事前にドラフト版等の公表予定はございますでしょうか。予定がある場合、いつ頃の公表を見込んでおりますでしょうか。	SCS評価制度の評価用ガイド等の公表に関しては、IPAのSCS評価制度サイトに掲載しますのでご注視ください。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
54	Ⅲ. 仕様書	P.44、 P.46、 P.47	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供 4.2.6 実証内容の報告 4.3.1 実証参加企業の募集方法	仕様書では、SCS評価制度の要求事項の「攻撃等の検知」で得られたアラート情報やインシデントレポートをIPAへ適時提供する仕組みを実装すること、また実証参加企業への報告と同タイミングを想定し、統計情報やサマリ情報ではないことが示されています。IPA又はPMO事業者へ提供すべき情報について、対象となる情報項目、粒度、形式、提供タイミング、提供先、匿名化又は仮名化の可否、及び実証参加企業から取得すべき同意内容の必須事項をご教示ください。	本事業の実証において、PMO事業者を介してIPAに提供いただく実証参加企業のアラート情報やインシデントレポートの情報項目、粒度、形式は、受託者が組成するお助け隊サービス（新類型）で企業へ提供する情報と同じものを、実証参加企業への報告と同タイミングを提供いただくことを想定しています。また、実証参加企業から取得すべき同意内容については、契約締結後、IPAから受託者へ参加企業同意書のサンプルを提供する予定ですので、こちらを参照して作成してください。	2026年7月13日
55	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供	「IPAへ適時提供する仕組みを実装すること」について、“適時”で想定されている提供タイミングについて教えてください。月次進捗報告のタイミングで情報を提供できるように準備をしておくという理解でよろしいでしょうか？また、参加企業のITツール導入開始時期によっては、1年契約縛りのサービスであれば実証終了（2027年9月末）後も利用を続けていただくことができますが、受託者による本件の対応は2027年9月末までで問題ないでしょうか？	アラート情報やインシデントレポートのIPAへの適時提供は、仕様書4.2.6③に記載のとおり、実証参加企業への報告と同タイミングを想定しています。受託者の対応としては、ご認識のとおり、実証期間の2027年9月末までとなります。	2026年7月13日
56	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供	SCS評価制度の要求事項「5.攻撃等の検知」で得られたアラート情報やインシデントレポートを、IPAへ適時提供する仕組みを実装することとあります。 この「適時」とは、具体的にどのような頻度やタイミングを想定されておりますでしょうか。	アラート情報やインシデントレポートのIPAへの適時提供は、仕様書4.2.6③に記載のとおり、実証参加企業への報告と同タイミングを想定しています。	2026年7月13日
57	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2 お助け隊サービス（新類型）の実証	中小企業を中心での実証実験という認識です。 ★3のみ対象になりませんか。最初から★3のみの提案は可能でしょうか。	本事業の実証では、★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応を必須要件としている一方、★4取得支援は推奨事項としていますので、★3取得支援のみの実証実施の提案で差し支えありません。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
58	Ⅲ. 仕様書	P.45、 P.46	4.2 お助け 隊サービス (新類型)の 実証 4.2.5 実証 実施の留意 点 4.2.6 実証 内容の報告	仕様書では、実証にあたり、中小企業等がサービス導入を継続的に可能な価格要件であるかに重点を置いて検証すること、また実証終了後のビジネス化及び継続的なサービス展開を念頭に置くことが示されています。実証期間中の費用は、診断、導入、伴走、報告、検証等を含むため、実証終了後に中小企業等へ継続提供する月額・年額のサービス価格とは異なる可能性があります。この場合、提案書及び成果報告では、実証期間中の費用単価と、実証終了後に想定する継続利用価格を区別して記載し、価格要件の妥当性を検証する整理でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
59	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.1 実証 対象のITツ ール・サー ビス	仕様書では、本実証で使用するITツールについて、IPAからサイバーセキュリティにおける信頼性確認に係る情報提供依頼があった場合はこれに応じること、IPAが不適切と判断したITツールは本実証で使用できないことが示されています。実証参加企業が実証開始前から導入している既存ITツールを、SCS評価制度の要求事項充足の根拠又は本実証の支援対象として活用する場合、当該既存ツールもIPAの信頼性確認の対象となる理解でよいでしょうか。また、IPAが不適切と判断した場合、当該ツールを実証費用の対象外又は要求事項充足の根拠外として扱えばよいのか、代替ツールの導入が必要となるのかをご教示ください。	実証参加企業が実証開始前から導入している既存ITツールは、本事業の実証対象のITツール・サービスに該当しません。実証参加企業の既設機器の設定変更等でSCS評価制度の要求事項を達成できるものがある場合は、受託者が実証参加企業へ行う助言サービスには該当すると思われます。なお、実証参加企業の既設機器の運用保守を代行または代替するサービス提供も考えられますが、その際は提案書に実施内容や制約事項等を記載の上説明してください。	2026年7月13日
60	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.1 実証 対象のITツ ール・サー ビス	仕様書「4.2.1 実証対象のITツール・サービス」では、IPAが不適切と判断したITツールは本実証で使用できない旨が記載されています。不適切と判断される可能性があるITツールの基準、確認観点、提出すべき情報、判断時期についてご教示ください。また、提案後または契約後に特定ツールが不適切と判断された場合、代替ツールへの変更は計画変更により可能でしょうか。	「IPAが不適切と判断するITツール」とは、深刻な脆弱性が報告されている製品等が考えられますが、具体的には個別にIPAから受託者へ連絡します。本事業の契約後に当該ツールが発覚した場合には、ご認識のとおり、代替ツールへの変更等の対応を受託者と協議します。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
61	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	「なお、実証参加の中小企業等が、既に SCS 評価制度の要求事項を達成している項目がある場合は、お助け隊サービス(新類型)の IT ツール及び IT ツール以外の支援サービスを適用しないケースもあり得る。この場合においても、実証のために用意した IT ツールやサービス等を、実証の範囲内で無駄なく展開できるよう対応を提案すること。」と記載があります。 この記載の意図は、例えばエンドユーザー用に予めUTMを大量に確保していたところ、思いのほかエンドユーザーが既にUTMを利用して在庫が余ってしまったみたいな状況を想定しているのでしょうか。	本項の記載意図は例示いただいたケースも該当します。 特定機器の準備が必要な場合は、計画変更を前提とした柔軟な調達や、変更への適切な対応等の工夫について、提案書で説明してください。	2026年7月13日
62	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	提案書に記載した想定社数以上に弊社に対象企業が応募申請を出してきた場合の対応はどのような対応となりますか？ たとえば、超過分は受けない、または超過分も吸収して対応する形のイメージでしょうか。	実証参加企業の募集活動は、受託者が提案した方法で実施いただくことになりますが、応募数の超過も含めてどのように対処するか、提案書に記載してください。具体的な対処方法は、公募要領に定める採択事業者1件あたりの予算額を上限に、受託者の裁量によりますが、実証参加状況に問題が生じた場合は、PMO事業者を介したIPAへの月次報告で、対応を相談するようお願いいたします。	2026年7月13日
63	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	「この場合においても、実証のために用意したITツールやサービス等を、実証の範囲内で無駄なく展開できるよう対応を提案すること。」とあります。 ITツール及びITツール以外の支援サービスが必要のないところに無理に導入する必要は無いという意味に捉えました。認識が誤っていればご指摘ください。	実証参加の中小企業等が、既にSCS評価制度の要求事項を達成している項目がある場合は、お助け隊サービス(新類型)のITツール及びITツール以外の支援サービスを適用しないケースもあり得る、との前提に基づく対応について、有効な提案を求めています。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
64	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	公募要領では、提案金額は本事業に関する総価とし、本件業務に係る一切の費用を含むものとされています。また、採択事業者1件あたりの予算額が上限として示されています。一方、仕様書「4.2.2 実証参加企業数の設定」では、実証参加企業数は、組成したサービス内容及び実証要件を加味した上で最適な企業数を提案するものとされています。これらを踏まえると、実証参加企業1社あたりの費用について特定金額の上限は設定されておらず、採択事業者1件あたりの予算額を上限として、支援内容、伴走支援工数、ITツールの台数・ライセンス数等に応じて、企業ごと又はサービスプランごとに異なる単価を設定することは可能との理解でよいでしょうか。	実際の実証実施についてはご認識のとおりですが、提案時の実証参加企業数の設定は仕様書に記載のとおり、実証参加企業の見積り類型をもとに積算・設定をお願いします。サービスプランの提案において複数の価格設定をされる場合は、その旨、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月13日
65	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	実証参加企業のセキュリティ対策状況、既存機器・既存サービスの利用状況、人的支援の必要度等に応じて、提供する支援内容やITツールの適用範囲が異なることが想定されます。このため、提案時に、支援内容、伴走工数、ITツールの適用範囲が異なる複数のサービスプランを設定し、プラン別の想定企業数、単価、費用内訳及び全体の平均単価を経費内訳書に記載する形で提案することは可能でしょうか。	実証参加企業の状況について、実証開始前にすべてを把握することは困難かと思います。従って、提案時の実証参加企業数の設定は仕様書に記載のとおり、実証参加企業の見積り類型をもとに積算・設定し、経費内訳書には見積り類型をもとに使用するITツール・サービスの単価・数量・費用を記載してください。サービスプランの提案において複数の価格設定をされる場合は、その旨、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月13日
66	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	仕様書「4.2.2 実証参加企業数の設定」では、実証参加企業が既にSCS評価制度の要求事項を達成している項目がある場合、お助け隊サービス(新類型)のITツール及びITツール以外の支援サービスを適用しないケースもあり得るとされています。このような企業について、診断・助言、改善計画書作成、申請支援等を実施する一方で、ITツールの導入を行わない、又は一部のITツールのみを適用するプランを設定し、ITツール費を含まない又は低減した単価として経費計上することは可能でしょうか。	ITツール・サービスの費用計上についてはご認識のとおりです。サービスプランの提案において複数の価格設定をされる場合は、その旨、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
67	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	本項にて「見積り類型は、50人規模の製造業、拠点は1か所(本社と工場が同一箇所)であり、★3の要求事項を全て満たしていない状態を想定して積算すること(実際の実証参加企業の要件を規定するものではない。)」とあります。提案時はこのモデルケースに基づき、「n社」と算出して目標値を設定する一方で、実際の募集・実証フェーズにおいては、これ以外の規模・業種・拠点数・要件達成状況の企業も対象となるため、結果としての実証実績は「m社(提案時のn社とは変動し得る)」となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
68	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定 4.2.3 実証期間及びスケジュール	4.2.3において「実証参加企業の募集」を実施する旨が記載されている一方で、4.2.2では提案書に「★3取得支援と★4取得支援の企業数を分けて提案書に記載すること」とあります。実証参加企業の実際のセキュリティ対策状況は募集後に判明すると存じますが、提案書に記載する企業数の内訳は、4.2.2で指定されている見積り類型(50人規模の製造業、★3要件全未達など)を前提に算出した「事業計画としての目標値(想定値)」を記載するという理解でよろしいでしょうか。 また、上記が「目標値(想定値)」である場合、採択後に実際に企業を募集した結果、応募企業のセキュリティレベルの実態によって、提案書に記載した「★3支援」と「★4支援」の企業数の内訳や比率が変動することは認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
69	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	対象項目に「実証参加企業1社あたりの実証期間は、最低3か月以上とする。」と記載がございしますが、「実証期間」とはツールの稼働期間として3か月以上が必要なのか、もしくは診断、助言から要求事項、評価基準を満たすことが実証できるまでの期間のことを指すのか、どちらになりますでしょうか。	実証期間は、実証参加企業の参加が確定したタイミングを起点としてください。どのタイミングを実証参加確定とするかは、受託者が行う実証参加企業の募集プロセスの中で取り決めて、提案書に記載してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
70	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	対象項目に「実証参加企業1社あたりの実証期間は、最低3か月以上とする。」と記載がございましたが、導入したツールを参加企業ごとの利用開始時期に関わらず、2027年9月までの利用を前提として費用試算及び請求してよいのでしょうか？	実証を効率よく実施するための工夫をいただき、実証のために用意したITツールやサービス等を、実証の範囲内で無駄なく展開できるよう対応をご提案ください。ただ、実証に使用するITツール・サービスによっては年間契約が必要なものもあるかと思しますので、その場合は理由を明確にした上で、実証期間(1年間)内で、ITツール・サービスの費用計上を行ってください。	2026年7月13日
71	Ⅲ. 仕様書	P.45、 P.48	4.2.3 実証期間及びスケジュール 4.3.3 実証参加企業の登録	仕様書「4.2.3 実証期間及びスケジュール」では、実証参加企業1社あたりの実証期間は最低3か月以上とされています。 この3か月は、参加企業の登録日、初回診断開始日、ITツール利用開始日、支援契約開始日等のいずれを起点として算定する想定でしょうか。 また、途中辞退や協力停止が発生した場合の3か月要件の扱いをご教示ください。	実証参加企業の登録は、実証参加が確定したタイミングとしてください。どのタイミングを実証参加確定とするかは、受託者が行う実証参加企業の募集プロセスの中で取り決めて、提案書に記載してください。 また、実証参加企業の途中辞退や協力停止が発生した場合は、実証期間3か月間の経過に関わらず、PMO事業者を介してIPAへ状況を報告してください。	2026年7月13日
72	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.4 実証地域及び対象業種	「本事業の実証を行う地域は特に指定しない。 受託者は実証対象地域の設定にあたっては、適切にサービスを提供できる体制が構築できることを前提として、その理由を明らかにすること。」とあります。 弊社は東海地域に限る予定です。適切にサービスを提供できる体制が構築できることを前提として、その理由を明らかにすれば、公募に参加できますか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
73	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点 4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	仕様書「4.2.7 ITツール・サービスの費用計上」では、提供サービスに含まれる人件費について必要工数を明らかにし、交通費等の費用については提供サービス価格に含めるものとされています。実証参加企業への訪問、説明会開催、現地確認、ITツールの導入・撤去、申請支援等に係る交通費、会場費、運営費等について、サービ	ご認識のとおりです。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				スプランの提供価格に含めて計上することは可能でしょうか。また、これらの費用を経費内訳書上で事業費又は再委託・外注費の内訳として明示すればよいでしょうか。		
74	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点②	「実証の円滑な実施に加え、SCS評価制度の普及の観点からも、地域の商工会議所や業界団体等との連携を図ることが望ましい。この点、各所から協力を得られるよう工夫する。」とあります。現状、商工会議所や業界団体等との連携をとりつけておりませんが、今後これら等と協力を得られるよう工夫すれば、公募に参加できますか。	地域の商工会議所や業界団体等との連携について、本事業の実証にあたり計画されている取組みがあれば、提案書に記載して説明してください。	2026年7月13日
75	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点④	実証実験終了後に、受託者が本事業で提供したサービス(タスク管理ツールによる可視化機能を含む)を、参加企業に対して有償で継続提供することは、仕様書4.2.5④の趣旨に照らして許容されとの理解でよろしいでしょうか。	実証終了後のサービス継続(有償を含む)は、受託者と実証参加企業との個別の取り決めによりますので、企業の同意があれば許容されます。	2026年7月13日
76	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	各参加企業の現地の端末にインストールされたエージェントソフトをアンインストールする対応については大きなコスト負担を伴うため、参加企業との間で原状に復する作業を分担して進めることに関して、P38 検査基準書 (7)参加企業同意書一式②の終了時処理等への同意を得ておくことをもって対応を進めて問題ないでしょうか？	実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストールについては、実証参加企業の協力が必要になるため、参加企業同意書に企業側に依頼する当該役割に関して記載し、同意を得ることが望ましいと考えます。ただ、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
77	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	「実証終了後、サービス継続を望まない実証参加企業に対して、実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストールを行い、現状を復することについて説明されており、妥当なものとなっているか。」と記載があります。 当社のサービスは1年間、2年間、3年間など、契約期間が存在するが、その際は違約金を取ってもよいでしょうか。 またアンインストールについては顧客側の作業であることを予め明記しておけば問題ないでしょうか。 ※基本的に当社が撤去やアンインストール作業を実施するケースは無いと思料しています。	受託者には、実証終了後のサービス継続(有償を含む)を勧めていただきたいですが、サービス継続を望まない実証参加企業に対しては、受託者の業務として現状復帰を行う必要があります。そのため、実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストール費用を実証費用の中に入れていただくことになりますが、途中解約により違約金が発生するサービスを実証に使用する場合は、制約事項としてその旨を提案書で説明してください。 なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に作業協力を依頼することはできませんが、費用負担を求めることはできません。	2026年7月13日
78	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.6 実証内容の報告③	「統計情報やサマリ情報では無いことに留意すること」とあり、参加企業で発生した生アラート情報を提供することが求められるということでしょうか？	アラート情報やインシデントレポートは、実証参加企業への報告内容と同じものを提供いただくことを想定しています。この点、仕様書4.3.1に記載のとおり、実証参加企業の了解を得ておく必要があります。	2026年7月13日
79	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.6 実証内容の報告	今現在で将来正式に開始されるお助け隊(新類)の参加要件の想定はありますか？(例えば現在の公募内容になる等)	2027年度末までに制度開始予定のお助け隊サービス(新類型)の事業者参加要件については、有識者検討委員会で検討して策定するお助け隊サービス(新類型)のサービス基準に含める予定です。	2026年7月13日
80	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	外部委託サービスの「工数精査」と現地調査(監査)について、月額費用の定められた定額のSaaSや監視サービスを外部調達する場合でも工数単価の算出が求められると理解しているが、管理が必要な工数の粒度を確認したい。	必要工数(人日)を明らかにする必要があるのは、内部要員及び外部要員による人件費となります。外部から調達するサービスは「再委託・外注費」として経費内訳書に記載してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
81	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証参加企業が実証期間中に★3を取得した後、実証終了(具体的には2027年9月末日)までの間の実証に利用したライセンス料や基盤の利用費用は、仕様書4.2.7に定めるIPA負担の実証費用に含まれるという理解でよろしかったでしょうか	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
82	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証実験期間に年払いなどで費用を一括で支払うサービスについては月割りではなく全額が保証される認識でよいでしょうか。また、組成したサービスの導入に係る費用が、実証期間中の費用分しか保証されない場合、実証に参加するエンドユーザーが途中解約した場合の違約金等もすべて弊社負担になるという理解でよいでしょうか。 もしくは、違約金に限っては実証に参加するエンドユーザーに対して請求してもよいのか見解を伺いたく存じます。	お助け隊サービス(新類型)を構成するサービス費用が年間契約であるような場合は、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。この場合、年間契約である旨を経費内訳書に記載してください。 また、途中解約により違約金が発生するサービスを実証に使用する場合は、制約事項としてその旨を提案書で説明してください。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月13日
83	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	仕様書「4.2.7 ITツール・サービスの費用計上」では、お助け隊サービス(新類型)の内容見直しや、実証参加企業の状況による適用ITツール・サービスの調整等により、経費内訳書に記載のITツール・サービスの台数、ライセンス数等が変更となる場合、提案書記載のITツール・サービス及び経費内訳書の予定数を修正、計画変更してIPAへ提出する旨が示されています。実証開始後の診断結果や参加企業の状況に応じて、提案時に設定した複数プランのうち、各企業に適用するプラン、ITツールの台数・ライセンス数、伴走支援工数等を変更する場合、採択事業者1件あたりの予算額を上限として、計画変更することにより対応可能との理解でよいでしょうか。	本事業の実証におけるITツール・サービスの費用計上についてはご認識のとおりです。 サービスプランの提案において複数の価格設定をされる場合は、その旨、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
84	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	提案時には、見積り類型をもとにITツール・サービスの予定数、工数、費用を積算することになりますが、実証開始後には、実証参加企業ごとの状況により、実際に提供する支援内容、ITツールの適用有無、台数、ライセンス数、伴走支援工数等が変動することが想定されます。この場合、個別企業ごとの実績単価が提案時に想定したプラン単価又は平均単価と異なる場合であっても、実際に実施した業務、提供したサービス、発生した経費について、証憑及び実績報告に基づき支払金額の確定対象となる理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
85	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証参加企業が既に契約しているベンダーに対し、SCS評価制度の要求事項への対応を目的として、設定変更、ログ取得設定、構成情報整理、資産情報出力、運用ルール見直し、証跡作成、申請支援に必要な情報提供等の追加作業を依頼する場合があります。このような追加作業について、作業内容、工数、人日単価、成果・記録、証憑を明確化することで、再委託・外注費又は事業費として本事業の経費に含めることは可能でしょうか。	ご質問のケースは、中小企業等が自助対応できる項目に類するものと推定されますので、受託者が実証参加企業へ行う助言サービスには該当すると思われますが、実証参加企業が既に契約しているベンダー作業は、お助け隊サービス(新類型)には該当しないと思料します。	2026年7月13日
86	Ⅲ. 仕様書	P.46、P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 4.3 実証参加企業の募集	本事業では、実証参加企業の募集達成数そのものは保証対象ではなく、定められた業務プロセスの実施をもって業務完了とする旨が示されています。一方で、提案時には実証参加企業数を設定し、当該企業数を前提としてサービス組成費、募集費、管理費、報告対応費、共通基盤費等を含めて積算することになります。募集活動及び次善策を実施したものの、実証参加企業数が提案時想定を下回った場合、実際に実施したサービス組成、募集活動、管理、報告対応等の固定的・共通的な費用については、実績報告及び証憑に基づき支払対象となる理解でよいでしょう	ご認識のとおりです。 なお、実証参加企業数が著しく提案数を下回る場合は、実証の目的を満たしていないと判定され、実証に関する納入物の審査が不合格となる可能性があります。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				か。また、その場合、企業数減少に伴い1社あたり平均単価が提案時想定より上昇することが不適切な費用計上とはならない理解でよいでしょうか。		
87	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証期間中において、参加企業がセキュリティ対策状況の評価(★)取得後もタスク管理ツールのデータ保持を希望する場合、当該データ保持に係る費用を受託者から参加企業へ直接請求することは可能でしょうか。可能な場合、当該費用は本事業の委託費(経費内訳書に計上する経費)とは別の取扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	実証参加企業がSCS評価制度の★取得後も、実証期間中は実証に関わる費用を実証参加企業に請求することはできません。ただ、実証内容とは明確に異なるサービス提供を実証参加企業が求め、事業者がこれに応じた場合は、本事業の委託費(経費内訳書に計上する経費)とは別の取扱いとなると解されます。個別の事案については、事業開始後にIPAにご相談ください。	2026年7月13日
88	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ④	要件に従って、50名規模の参加企業を想定した対策ソリューション製品/サービスを選定し、積算いたします。ただ、50名規模というのはあくまで積算条件として設定されているものであり、実際の導入シーンでは参加企業ごとに異なることから、提供機種・台数・ライセンス数にはゆらぎがあり、一様に予定数を定めたとしても実績に近い予測情報を提供することは難しいと考えます。ご要請いただいている報告内容について具体例をもって改めて伺えますでしょうか。	ご認識のとおり、提案時に見積り類型に基づき設定した実証参加企業数は、実証実施の際には企業規模や要件、使用ツール・サービスが修正になるかと思います。そのため、中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)のタイミングで計画変更(提案書及び経費内訳書の修正)を行う運用としていきますので、提案段階で精緻な予測情報は求めています。ただ、仕様書記載の見積り類型が、ご提案の実証先要件と著しく異なる場合は、その旨を提案書に注記してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
89	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ③	「予定数と費用の算定は、前項4.2.2「実証参加企業数の設定」に記載の実証参加企業の見積り類型をもとに積算する。」とあります。 「50人規模の製造業、拠点は1か所(本社と工場が同一箇所)であり、★3の要求事項を全て満たしていない状態を想定」の企業をITツール及びITツール以外の支援サービスで取得支援する費用 x「本事業の実証に参加する中小企業等の企業数」という認識で、1企業だけの支援費用ではなく、総額という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
90	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.8 お助け隊サービス(新類型)制度試行運用への参加	今回の実証に落選または不参加でも、将来のお助け隊(新類)応募開始時に参画可能でしょうか？ 実証に参加した企業が今後試行運用へ任意参加とあるが、不参加や落選企業を試行運用へ参加募集する予定はありますか？	お助け隊サービス(新類型)制度の試行運用(2027年6月頃から予定)は、本事業の実証に参加するお助け隊(新類型)事業者を対象(任意)としています。 一方、2027年度末までに制度開始予定のお助け隊サービス(新類型)(本運用)は、実証に参加していない事業者も登録審査を申請することができます。	2026年7月13日
91	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3 実証参加企業の募集	実証参加企業が実証事業者を指定することは可能でしょうか？	実証参加企業の募集は、受託者が募集活動を提案書で提案し、必要な活動を実施します。	2026年7月13日
92	Ⅲ. 仕様書	P.47、P.48	4.3 実証参加企業の募集 4.3.1 実証参加企業の募集方法 4.3.3 実証参加企業の登録	仕様書では、実証参加企業の募集活動及び実証参加状況を月次で報告すること、また募集活動を行っても予定どおり集まらなかった場合に備えて次善策の検討を含めることが望ましいとされています。提案時に設定した実証参加企業数に対して、募集活動及び次善策を実施しても予定数に達しない場合、又は参加企業の途中辞退、協力停止、IPAによる不適當判断により実証対象外となる企業が発生した場合、委託業務の完成判定、評価、費用精算上どのように取り扱われるかをご教示ください。	本事業の調達には委任契約により行いますので、実証参加企業数が提案時の設定数を下回った場合においても、本事業の実施事項に係る業務の遂行し、仕様書に定める納入物の作成・提出、及び定められた業務プロセスの実施をもって業務完了とし、納入物の審査合格後、支払金額を確定します。ただ、実証参加企業数が著しく提案数を下回る場合は、実証の目的を満たしていないと判定され、納入物審査が不合格となる可能性がありますのでご注意ください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
93	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3.1 実証参加企業の募集方法	本事業の対象事業者となった場合、IPAのHPにて事業者概要が公表されると認識している。その際にどういった内容が公表されるのか。(例:会社名、対象事業の概要、金額、スケジュール期間、連絡先等)	ご認識のとおり、経済産業省及びIPAにおいて、本実証の実施を案内するウェブサイトを開設する予定で、そこに実証に参加するお助け隊サービス(新類型)のサービス提供事業者を掲載することを検討していますが、詳細は未定です。	2026年7月13日
94	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3.1 実証参加企業の募集方法	「経済産業省及びIPAにおいて、本実証の実施を案内するウェブサイトを開設する予定(中略)このサイトを介した実証参加の問合せについて、受託者へ対応を依頼する場合がある」と記載があります。 体制構築の参考にいたしたく、現時点で想定されている問い合わせの件数や社数の見込みがございましたらご教示ください。	ご質問の件は、現在のところ想定がありません。	2026年7月13日
95	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS 評価制度の★取得申請	「セキュリティ専門家」の指定研修費用について確認したい。また、本費用は実証費用に織り込むことは可能か。	SCS評価制度のセキュリティ専門家の指定研修費用は未だ公表されていません。研修は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに、指定研修機関で実施される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html 研修費用は本事業の実証費用に含めることはできません。	2026年7月13日
96	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS 評価制度の★取得申請	★3は実証においてはIPA負担と理解しているが、問い合わせに対応するため、★3、★4取得申請に関わる費用を確認したい。	★3、★4取得申請に関わる費用は未だ公開されていません。 ★取得申請費用は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに公開される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
97	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS 評価制度の★取得申請	「★3取得申請書の提出の際は、PMO事業者を介してIPAへ連絡すること。」について、SCS評価事務局への申請書提出は実証参加企業、受託者のどちらが行うのか。 運用開始後は申請する企業が実施すると思われるが、PMO事業者を介してIPAへ連絡することとあるため、実証事業中は受託者が行うことになるか。	★3取得申請書は、実証参加企業がSCS評価制度事務局に提出します。この際、支援を行った受託者は実証参加企業とコミュニケーションが取れていると思いますので、実証参加企業が★3取得申請書を提出したことを、PMO事業者を介してIPAへ連絡してください。	2026年7月13日
98	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	仕様書では、SCS評価制度の★取得申請を支援することが実施事項とされていますが、実証参加企業によるSCS評価制度の★取得、登録又は公開そのものは保証対象ではない旨も示されています。このため、受託者が診断、改善計画書作成、ITツール導入・運用支援、申請書作成支援、セキュリティ専門家による確認・助言、差戻し対応等を実施し、その記録及び証憑を整備している場合には、実証参加企業側又は第三者機関側の事情により★取得、登録又は公開が完了しない場合であっても、当該部分は委託業務として完成判定の対象となる理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月13日
99	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	対象項目に「この際、SCS評価制度事務局の申請・登録費用は、本事業の実施期間に限りIPAが負担するので、★3 取得申請書の提出の際は、PMO事業者を介してIPAへ連絡すること。」と記載がございますが、参加企業の費用負担に関しては申請、登録費用そのものが全額免除されるのでしょうか、それとも後日返金などがされるのでしょうか。	本事業の実証参加企業は、実証期間中に限り、申請・登録費用が全額免除されます。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
100	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	★取得申請時に「情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)等の一定のセキュリティ関連資格を有し…」および「セキュリティ専門家がいればこの限りではない」との記載があります。「一定の資格」や「セキュリティ専門家」の具体的な要件について、次のいずれかの保有者になりますでしょうか。 情報処理安全確保支援士、公認情報セキュリティ監査人、CISSP、CISA、CISM、ISO27001 主任審査員	SCS評価制度のセキュリティ専門家の資格要件はご認識のとおりですが、研修受講の要件も満たす必要があります。詳細は今後、IPAのSCS評価制度サイトに掲載しますのでご注視ください。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月13日
101	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	推奨事項である★4取得に関する支援について、評価機関の審査費用、および申請・登録費用(実費)の概算額がもし定まっておりましたらご教示いただけますでしょうか。	★4取得に関する評価機関の審査費用、および申請・登録費用については、現在、お伝えできる情報はありません。詳細は今後、IPAのSCS評価制度サイトに掲載しますのでご注視ください。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月13日
102	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.5 成果報告書の作成	仕様書4.5に「実施報告書」との記載がありますが、これは同項および仕様書9.2に定める「成果報告書」と同一の文書を指すとの理解でよろしいでしょうか。別文書である場合、その様式・提出時期・記載要件についてご教示ください。	仕様書4.5に記載の「実施報告書」は誤植ですので、恐縮ですが「成果報告書」に読み替えをお願いします。	2026年7月13日
103	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.5 成果報告書の作成	仕様書「4.5 成果報告書の作成」では、成果報告書は本事業終了後にIPAウェブサイトで公表するとされています。 成果報告書において、参加企業名、個別企業の診断結果、価格詳細、受託者固有のノウハウ、ツールの詳細仕様、外部専門家情報等の機微情報は、匿名化・集計化・非公開化できる理解でよいでしょうか。	成果報告書において、実証参加企業名は表記する必要はありませんが、企業属性(業種、規模、地域等)は記載する必要があります。また、個別企業の診断及び実証結果は匿名化の上、報告が必要です。受託者が組成したお助け隊サービス(新類型)に関しては、サービス体系、価格要件を含めて、中小企業向けサービスとして行った工夫、及び実証の結果得られた考察等を報告してもらいます。なお、事業開始後、成果報告書の記載要領を、PMO事業者を介して受託者へ提供予定なので、こちらに準拠して成果報告書を作成してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
104	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制	仕様書の6.事業の実施体制に「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること。」とありますが、実施責任者が実証事業の実施経験がない場合、本実証事業の入札に参加することはできないでしょうか？ たとえば、実施責任者にそのような経験がなかったとしても、実施体制として中央省庁の調査研究業務等を経験したことがある人員を参画させることで、入札に参加することができるようになりますか。	実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしていますので、実施責任者の経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めてください。	2026年7月13日
105	Ⅲ. 仕様書	P.49	6. 事業の実施体制	「組織として、中小企業等に対するサイバーセキュリティ対策支援を行った実績が説明されているか。」と記載があります。 この記載の意図として、「サイバーセキュリティ対策支援の実績」とは何を指していますでしょうか。たとえば、リモートセキュリティ診断や脆弱性診断やASMはそれに含まれますか。 その他、セミナー講演も含まれるのか、また、当社としてはサービスとしてASMなどを提供しているが、実務は外注している場合でも明記してもよいでしょうか。	組織として、中小企業等に対するサイバーセキュリティ対策支援を行った実績を提案書に記載いただきますが、中小企業向けどのような支援を行ったか分かるように説明してください。なお、主要な支援実務を外注先が行ったものは、組織としての実績として認められません。	2026年7月13日
106	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること。経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めること。」とあります。 実証事業の定義ですが、公的機関に対して、お試しあっても何らかのサービスを実証目的で提供したことをもって経歴とする理解でよろしいでしょうか。契約書や実証報告書が必須の事業に限りますでしょうか。	実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしていますので、実施責任者の経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めてください。提案書に記載する経歴は、当該事業の契約書や報告書の提出は求めませんが、実施経験が分かるようにしてください。	2026年7月13日
107	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	実施責任者は「公的機関の実証事業の実施経験を有すること」とされていますが、当該経験は、名称として「実証事業」とされている事業への参画経験に限られるでしょうか。	実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしていますので、実施責任者の経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めてください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
108	Ⅲ. 仕様書	P.49	7. 情報管理体制	「住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること」とあるが、最終的には契約期間中に提出が必須ということか。	ご認識のとおりです。 情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱担当者名簿」は、契約時に提出していただきます。その旨、確約いただくことを提案書に明記してください。	2026年7月13日
109	Ⅲ. 仕様書	P.49	7.情報管理体制	情報管理体制図及び情報取扱者名簿を契約時に提出する必要があるかと思います。記載する範囲は両書面ともに業務を遂行するため最低限必要な範囲でコンソーシアム内の主だったものを掲載すること認識でよろしいでしょうか。	情報管理体制図及び情報取扱者名簿は、再委託先も含めて業務の遂行のため最低限必要な範囲で、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者を記載してください。	2026年7月13日
110	Ⅲ. 仕様書	P.50	7.情報管理体制(7)	必要があれば報告することが求められています。が必要となるケースとはどのような場合を想定すればよろしいでしょうか？通常はa、b)にかかわる情報は非開示であることが多く、追加コストを伴うため確認させてください。	アクセスログ等の証跡が不明、クラウドサービス上の脆弱性対策が担保できないクラウドサービスは、本事業で使用することはできません。これらを確認の上、クラウドサービスを使用したにも関わらず、情報管理上の懸念が生じた場合は、必要に応じてIPAへ報告してください。	2026年7月13日
111	Ⅳ. 公募資料作成要領	P.55	2.2 提案書様式	「2.2 提案書様式」では、提案書はA4判カラー（必要に応じてA3判折込み）との記載がございますが、提案書のレイアウト(縦向き・横向き)について指定はございますでしょうか。指定がない場合は、提案内容が最も分かりやすく伝わる形式にて作成してよろしいでしょうか。	提案書のレイアウト(縦向き・横向き)については特に指定はありません。	2026年7月13日
112	Ⅳ. 公募資料作成要領	P.55, 50	2.2 提案書様式、仕様書9.2	提出電子ファイルの形式規定の適用範囲について 提案書等の提出電子ファイルの形式について、公募資料作成要領ではMicrosoft Office 2013互換形式が指定されている一方、仕様書9.2の納入物についてはWord 2016以上とされています。前者は応募時の提案書等に、後者は契約後の納入物に適用されとの理解でよろしいでしょうか。	公募資料作成要領に記載のMicrosoft Office 2013互換形式の指定は表記が古いので、仕様書4.5及び9.2に記載のとおりMicrosoft Office 2016以上の互換形式と読み替えをお願いします。なお、Microsoft社のサポート終了の関係もありますので、Microsoft Officeは最新のバージョンで資料を作成されることを推奨します。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
113	IV. 公募資料作成要領	P.56	2.3 留意事項④	FAX設備がない場合、「なし」という記載でよろしかったでしょうか	FAX設備がない場合は、提案書の連絡先に記載しなくて結構です。	2026年7月13日
114	IV. 公募資料作成要領	P.58	経費内訳書	再委託先を「未定」として提出する場合、「見込額」での予算計上についてはどの程度の確度をもって記載すべきか	再委託先が未定の場合は、業務遂行に支障をきたすことが無いように、予定額(見込額)を見積もる必要があります。	2026年7月13日
115	V. 評価項目一覧	P.60	1. 提案要求事項	評価項目一覧の点数はIPA側が記載するものであって、公募の際に事業者側が記載する必要がない＝公募の際には評価項目一覧にはなにも記載せずに、評価項目一覧の様式をそのまま提出すれば問題ないか。	評価項目一覧の「1. 提案要求事項」に記載の点数は、IPAが定めた本評価の得点配分です。提案者は、「1. 提案要求事項」、「2. 添付資料」の各項目の提案書記載ページ数を「提案書頁番号」欄に記して提出してください。	2026年7月13日
116	V. 評価項目一覧	P.61	1.1 業務全般の妥当性	「経費内訳書」の中に記載するサービスやプランは複数プランの提示が可能でしょうか。もしくはプランのうち、最も高価なサービスのみを記載する形になりますか。	受託者が組成し実証に使用するお助け隊サービス(新類型)のITツール・サービスは、経費内訳書の「お助け隊サービス(新類型)の実証」の欄に内訳を全て記載してください。なお、内訳に記載しきれない場合は、必要に応じて別葉を作成して明細を記載してください。	2026年7月13日
117	V. 評価項目一覧	P.64	2 組織の経験・能力	評価項目では、組織として中小企業等に対するサイバーセキュリティ対策支援を行った実績が必須項目とされています。 金融機関向け法人インターネットバンキング関連システムの提供を通じた法人・中小企業利用者の不正送金防止、認証強化、異常検知等の取組や、法人利用者向け不正送金防止サービスの提供実績は、中小企業等に対するサイバーセキュリティ対策支援実績として説明対象に含めることは可能でしょうか。また、直接支援実績と金融機関経由の間接支援実績は、提案書上で区分して説明すればよいでしょうか。	組織として、中小企業等に対するサイバーセキュリティ対策支援を行った実績を提案書に記載いただきますが、中小企業向けどのような支援を行ったか分かるように説明してください。	2026年7月13日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
118	V. 評価項目一覧	P.64	3 業務従事者の経験・能力	実施責任者の必須要件として「公的機関の実証事業の実施経験を裏付ける経歴等が説明されているか」とありますが、この「公的機関の実証事業」の定義・範囲について伺います。 国や地方自治体等からの「委託事業」として実施されたものに限定されますでしょうか。 それとも、地方自治体等の公的機関が提供する支援制度（イノベーション促進や連携体組成を目的とした補助金・助成金枠組みなど）を活用し、コンソーシアム（連携体）の実施責任者としてサイバーセキュリティ等の新領域における概念実証（PoC）プロジェクトを主導し、公的機関へ成果報告・評価を受けた実績についても、当該の「実証事業の実施経験」に含める（要件を満たす）ものとして解釈してよろしいでしょうか。	本評価項目は、実施責任者が本事業と同様の公的機関の実証事業の実施経験を有することで、本事業実施の管理能力を評価するものです。したがって、評価に値する実施責任者の経験を裏付ける経歴（職歴、業務経験）などを提案に記載してください。	2026年7月13日